中小企業の取引条件改善への取組について

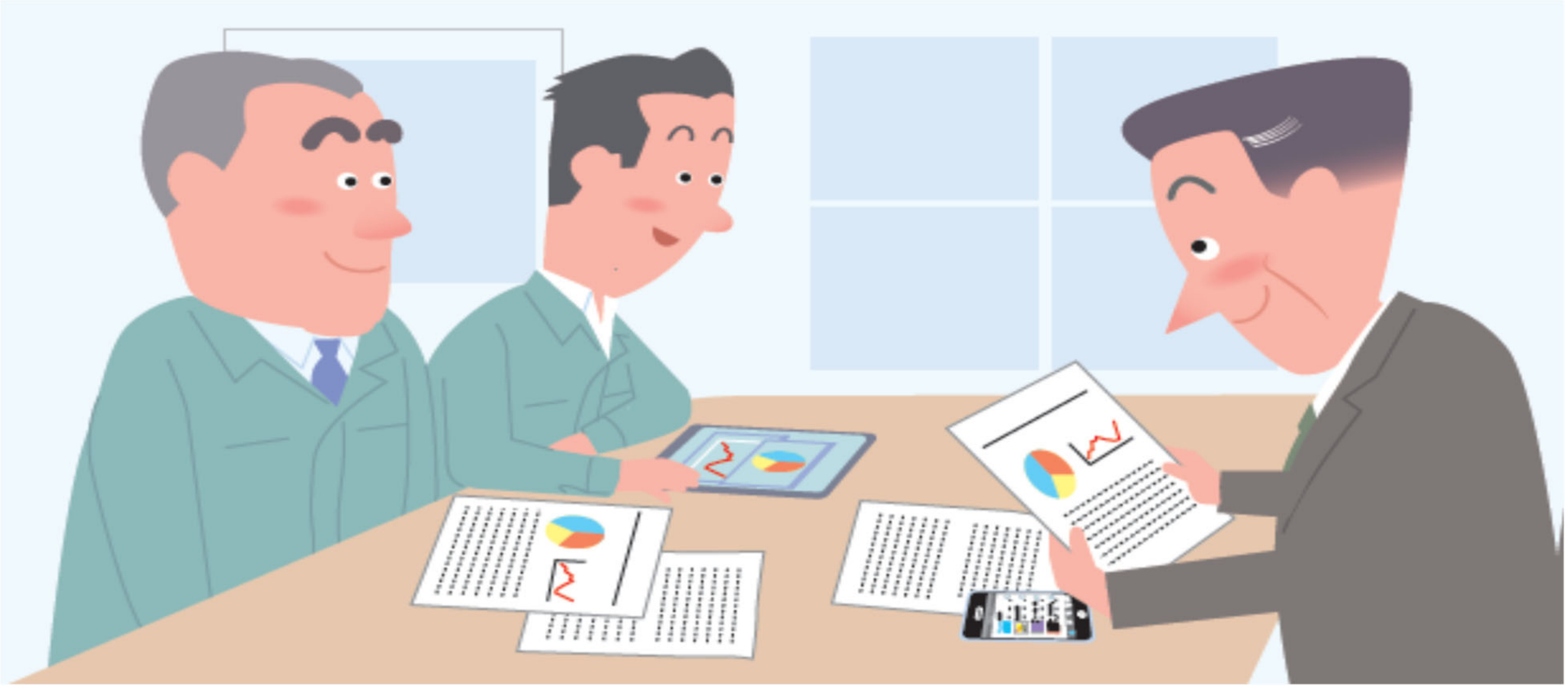

令和５年１月
中小企業庁

1．「経済の好循環」を実現するためには中小企業との取引条件の改善が必要

● リーマン・ショック以降、中小企業、なかでも中小製造業は低迷している。

経常利益の推移

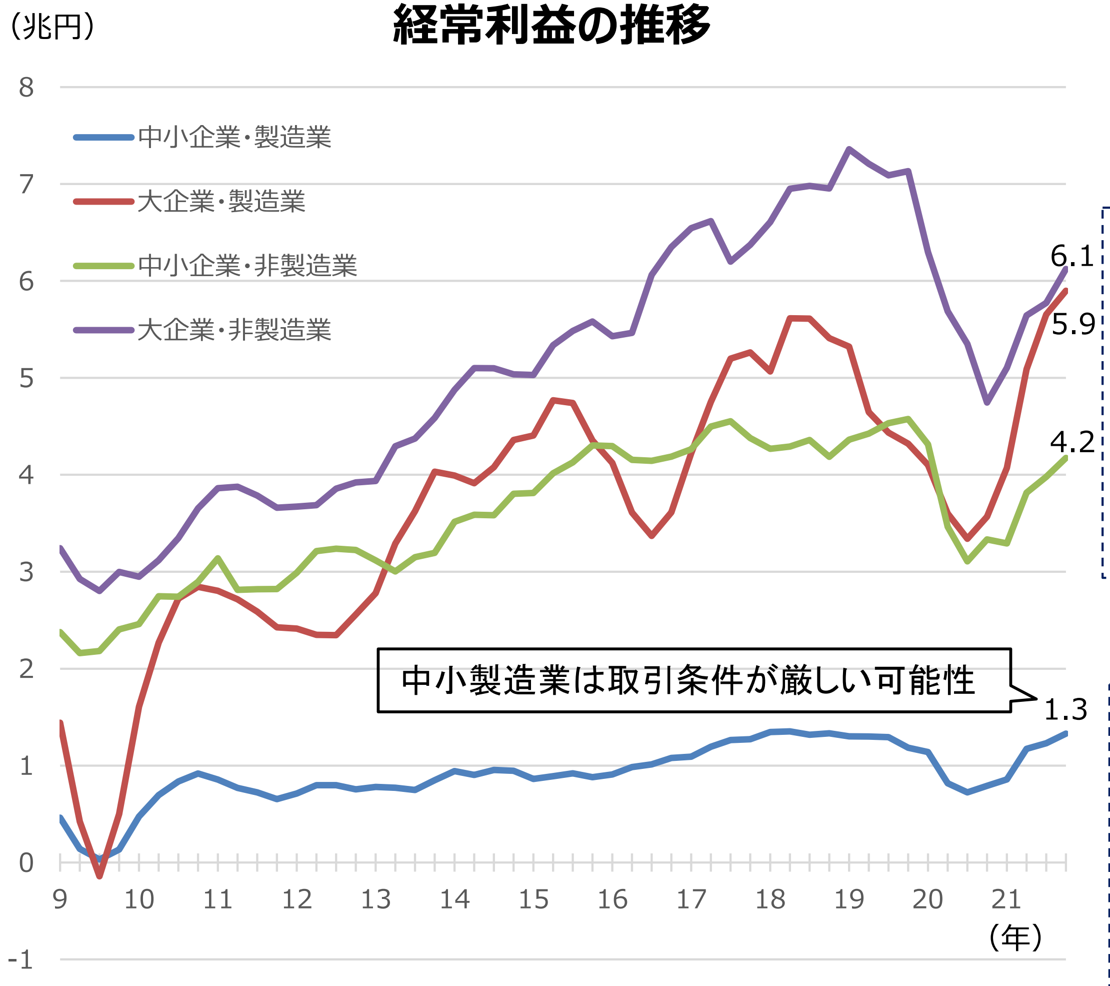

資料：財務省「法人企業統計調査季報」
（注）資本金10億円以上の企業を大企業、資本金1000万円以上1億円未満の企業を中小企業とする。
後方四半期移動平均で算出。

経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について（抜粋）

（平成26年12月16日）

○経済界は、賃金の引上げに向けた最大限の努力を図るとともに、**<u>取引企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた価格転嫁や支援・協力について総合的に取り組む</u>**ものとする。

○平成26年12月16日付本取りまとめ（「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について」）については、**<u>継続的にフォローアップ</u>**を行っていくこととする。

岸田内閣総理大臣方針演説（抜粋）

（第207回国会における所信表明演説、令和3年12月6日）

○**<u>下請けＧメン倍増による下請け取引の適正化</u>**や、大企業と中小企業の共存共栄のためのパートナーシップ構築宣言推進により、賃上げに向けた環境を整えます。

（第208回国会における施政方針演説、令和4年1月17日）

○賃上げ税制の拡充、公的価格の引き上げに加え、**<u>中小企業が原材料費の高騰で苦しむ中、適正な価格転嫁を行えるよう、環境整備を進めます。</u>**

2．中小企業の課題に政府一丸で取り組む体制

● 課題に総合的に取り組むため、総理官邸に、省庁横断の会議を設置した。

中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議

（旧 下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議を改組）

内閣総理大臣

内閣官房副長官（参）
厚生労働副大臣
経済産業副大臣
内閣官房副長官補（内政）
内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局長
関係省庁担当局長等
（公取委、中企庁・経産省、警察庁、金融庁、デジタル庁、総務省、出入国在留管理庁、外務省、国税庁、文科省、厚労省、農水省、国交省、環境省）

ワーキンググループ①
中小企業等の活力向上
（内閣官房副長官補（内政担当）
厚労省、中企庁ほか）

取引条件の改善、最低賃金引上げへの対応、生産性向上、長時間労働の是正、人手不足等について議論

ワーキンググループ②
中堅企業等の成長促進
（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局長
経産省ほか）

中堅企業等を支援する施策について議論

省庁	WG
内閣官房	①②
中小企業庁 経済産業省	①②
公正取引委員会	①
警察庁	①
金融庁	①②
デジタル庁	①②
総務省	①②
出入国在留管理庁	①②
外務省	②
国税庁	①
文部科学省	①②
厚生労働省	①②
農林水産省	①②
国土交通省	①②
環境省	①

３．「未来志向型の取引慣行に向けて」について

3つの基本方針

（１）親事業者による不適正な行為に対して厳正に対処し、**公正な取引環境を実現**する。
（２）**親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」**につながる望ましい取引慣行等を普及・定着させる。
（３）**サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備**に向けた取組を図る。

重点５課題

本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけることがないよう、徹底する。

価格決定方法の適正化
一律○%減の原価低減を要請される、
労務費上昇分が考慮されない、等

コスト負担の適正化
量産終了後に長期間に渡って無償で
金型の保管を押しつけられる、等

支払条件の改善
手形等で支払いを受ける比率が高い、
割引コストを負担せざるを得ない、等

働き方改革のしわ寄せ防止
短納期発注・急な仕様変更にもかかわらず
適正なコストが負担されない、等

知的財産・ノウハウの保護
親事業者が自社のノウハウを無断で使って
内製化してしまった、等

業種横断的なルールの明確化・厳格な運用（横軸）

ルール	内容
下請代金支払遅延等防止法	➢ 取引内容と資本金規模によって親事業者と下請事業者を定義づけ、親事業者の義務と禁止行為を規定。
下請中小企業振興法 「振興基準」	➢ 下請中小企業の振興のため、「振興基準」で親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行等を具体的に提示。

業種別の自主行動計画の策定等（縦軸）

（１）産業界に対し「自主行動計画」の策定と着実な実行を要請するとともに、毎年、策定団体自らフォローアップ調査を行う。
（現在21業種54団体策定）
（２）国が定める業種別下請ガイドラインの策定・改訂。（現在20業種策定）

4.下請中小企業振興法「振興基準」の概要

※振興基準のガイドブックはこちら☞

- 下請中小企業振興法「振興基準」とは、下請中小企業振興法第3条により経済産業大臣が定める「下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準」であり、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係等を具体的に提示したもの。

第1．下請事業者の生産性向上及び製品等の品質の改善

- 親事業者は、生産性向上等の努力を行う下請事業者に、必要な協力（下請事業者との面談、工場訪問、サプライチェーン全体での連携等）をするよう努める。

第2．発注分野の明確化及び発注方法の改善

- 下請事業者に対して、設計図や仕様書等の内容を明確にした上で発注を行う。
- 発注内容が曖昧な契約とならないよう、契約条件について書面等による明示、交付を徹底する。

第3　2．情報化への積極的対応

- 下請事業者は、情報化に係る責任者の配備及び企業内システムの改善、中小企業共通EDIなどによる電子受発注、電子的な決済等を行うよう努める。

第4　1．対価の決定方法の改善

- 取引対価は、合理的な算定方法に基づき、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者の賃上げ等、労働条件の改善が進むよう十分協議して決定する。
- 価格交渉促進月間等の機会を捉え、年１回以上の協議を行う。コストが上昇した場合等において、下請事業者から申出があったときは遅滞なく協議に応じる。
- 長期にわたる取引では、前払い比率及び期中払い比率を高めるよう努める。

第4　4．下請代金の支払方法改善

- 下請代金の支払いは、可能な限り現金で行う。
- 現金化にかかる割引料等のコストを下請事業者に負担させることがないよう、下請代金の額を十分に協議して決定する。
- 手形等のサイトは60日以内とするよう努める。

第4　5．型又は治具に係る取引条件改善

- 型製作相当費の一括払いや前払いに努める。
- 不要な型を廃棄し、廃番となったものは、下請事業者に廃棄指示を行う。

第4　6．「働き方改革」への対応

- 親事業者は、下請事業者の不利益となるような取引や要請を行わないこと。
- やむを得ず短納期発注又は急な仕様変更などを行う場合には、親事業者が適正なコストを負担する。

第７　3．威圧的交渉の禁止

- 親事業者は、下請事業者に対し、取引価格に関する協議等を行うに当たって、下請事業者に精神的又は身体的な威圧を加える等、不当な取扱いをしない。

第８　5．知的財産の取扱い

- 下請事業者は、自らが権利を有する知的財産について、知的財産権の取得、秘密保持契約による営業秘密化等により、管理保護に努める。
- 親事業者は、下請事業者に損失を与えることのないよう十分に配慮して、契約上知り得た下請事業者の知的財産権等を取り扱う。

第８　6．フリーランスとの取引

- 親事業者は、フリーランスとの取引においても、発注時の取引条件を明確にする書面等の交付を行うなど、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン(令和3年3月26日)」を踏まえた適切な取引を行う。

第８　7．業種別ガイドライン、自主行動計画の策定･遵守

- 親事業者及び下請事業者は、事業所管省庁が策定した業種別ガイドラインを遵守するよう努める。
- 事業者団体等は、「自主行動計画」を策定し、フォローアップの結果を踏まえて定期的に改定するよう努める。

第８　8．パートナーシップ構築宣言の実施

- 親事業者は、パートナーシップ構築宣言を行い、定期的に宣言内容の見直しを行うよう努める。

5.下請ガイドライン策定業種、自主行動計画策定団体（令和５年１月時点）

● 下請ガイドラインは現在20業種策定、自主行動計画は現在21業種54団体策定。

＜下請ガイドライン策定業種＞ ※詳細は中小企業庁HPより☞

業種	ガイドライン名称
自動車	自動車産業適正取引ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
素形材	素形材産業取引ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
産業機械・航空機等	産業機械・航空機等における下請適正取引等の推進のためのｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
繊維	繊維産業における下請適正取引等の推進のためのｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
電気・情報通信機器	情報通信機器産業における下請適正取引等の推進のためのｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
情報サービス・ソフトウェア	情報ｻｰﾋﾞｽ・ｿﾌﾄｳｪｱ産業における下請適正取引等の推進のためのｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
広告業	広告業界における下請適正取引等の推進のためのｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
建設業	建設業法令遵守ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
建材・住宅設備産業	建材・住宅設備産業取引ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
トラック運送業	トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
放送コンテンツ	放送ｺﾝﾃﾝﾂの製作取引適正化に関するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
金属産業（旧鉄鋼）	金属産業取引適正化ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
化学産業	化学産業適正取引ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
紙・紙加工業	紙・紙加工産業取引ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
印刷業	印刷業における下請適正取引等の推進のためのｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
アニメーション製作業	ｱﾆﾒｰｼｮﾝ制作業界における下請適正取引等の推進のためのｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
食品製造業	食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン 食品製造業・小売業の適正取引推進ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ～豆腐・油揚製造業～ 食品製造業・小売業の適正取引推進ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ～牛乳・乳製品～
水産物・水産加工品	水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン
養殖業	養殖業に係る適正取引推進ガイドライン
造船業	船舶産業取引適正化ガイドライン

＜自主行動計画策定団体＞※詳細は中小企業庁HPより☞

業種		団体名
自動車		日本自動車工業会　日本自動車部品工業会
素形材（８団体連名）		日本金型工業会／日本金属熱処理工業会／日本金属プレス工業協会／日本ダイカスト協会／日本鍛造協会／日本鋳造協会／日本鋳鍛鋼会／日本粉末冶金工業会
機械製造業		日本建設機械工業会　日本産業機械工業会　日本工作機械工業会 日本半導体製造装置協会　日本ロボット工業会　日本分析機器工業会 日本計量機器工業連合会
航空宇宙工業		日本航空宇宙工業会
繊維（2団体連名）		日本繊維産業連盟／繊維産業流通構造改革推進協議会
紙・紙加工業		日本製紙連合会　全国段ボール工業組合連合会
電機・情報通信機器		電子情報技術産業協会　日本電機工業会　カメラ映像機器工業会 ビジネス機械・情報システム産業協会　情報通信ネットワーク産業協会
情報ｻｰﾋﾞｽ・ｿﾌﾄｳｪｱ		情報サービス産業協会
流通業	スーパー、コンビニ、ドラッグストア等の小売業	日本スーパーマーケット協会　全国スーパーマーケット協会 日本フランチャイズチェーン協会　日本チェーンドラッグストア協会 日本ボランタリーチェーン協会　日本DIY・ホームセンター協会
建材・住宅設備		日本建材・住宅設備産業協会
金属産業		日本電線工業会　日本鉄鋼連盟　日本アルミニウム協会　日本伸銅協会
化学産業（6団体連名）		日本化学工業協会／塩ビ工業・環境協会／化成品工業協会／石油化学工業協会／日本ゴム工業会／日本プラスチック工業連盟
警備業※警察庁より要請		全国警備業協会
放送コンテンツ業※総務省より要請		放送コンテンツ適正取引推進協議会
トラック運送業※国交省より要請		全日本トラック協会
建設業※国交省より要請		日本建設業連合会
金融業		全国銀行協会
商社		日本貿易会
印刷業		日本印刷産業連合会
造船業		日本造船工業会
住宅産業		住宅生産団体連合会

６．更なる取組の浸透と業種の拡大（PDCAサイクルの実施）

- 自主行動計画は策定して終わりではなく、**PDCAサイクルを回し、サプライチェーン全体での浸透を図っていく**ことが重要である。
- また、下請中小企業の取引条件改善に向けて、既存業種だけではなく、**他の業種にも自主行動計画の取組を広げていく**ことが必要である。

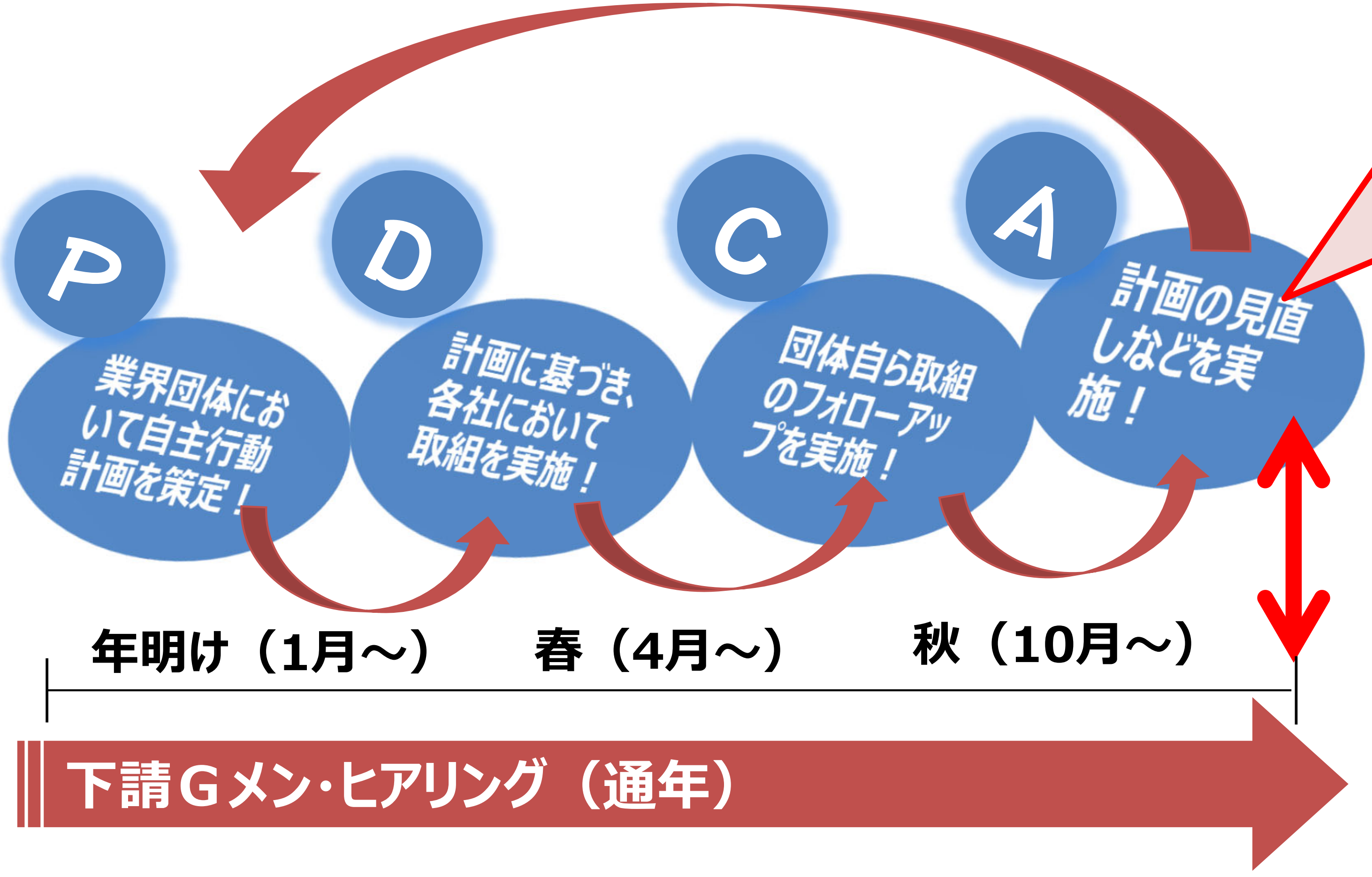

取引条件改善に向けた取組を通じて把握した取引実態等を踏まえ、令和4年7月に下請中小企業振興法に基づく**「振興基準」を改正。**

これらを踏まえ、**自主行動計画の改定**を要請。

<追記を要請した主な項目>

①約束手形の利用廃止を目指した業界としての具体的段取り

②パートナーシップ構築宣言を実施すること、又は会員企業に実施を促すための取組の具体化

③価格交渉促進月間に合わせて、コスト上昇分の価格交渉に応じるとともに、価格転嫁に積極的に応じること

7.中小企業の取引適正化をめぐる重点５課題と今後の対応方針

2016年度 ｜ **2017年度** ｜ **2018年度** ｜ **2019年度** ｜ **2020年度** ｜ **2021年度** ｜ **2022年度～**

- 「未来志向型の取引慣行に向けて」公表（2016年9月）※重点3課題
- 自主行動計画の策定（2017年3月以降）19業種52団体で策定
- 改訂版「未来志向型の取引慣行に向けて」公表（2020年6月）※重点2課題追加
- 「取引適正化に向けた５つの取組」公表（2022年2月）

価格決定方法の適正化

振興基準改正 →
不合理な原価低減要請等について規定

自主行動計画の策定・フォローアップ調査を要請

転嫁円滑化施策パッケージに基づく取締り強化

価格交渉促進月間(3月/9月)の実施

適切な価格転嫁のための価格交渉を促す。
FU調査結果を踏まえ、「指導・助言」を実施。

支払条件の改善

手形通達の改正 →
可能な限り現金払い化、手形サイトの短縮化を推進

自主行動計画の策定・フォローアップ調査を要請

手形通達の再改正
- 手形サイトを全業種60日以内
- 振興基準に反映

約束手形のサイトの短縮(60日以内) → 2024 **サイトの60日以内への対応**

約束手形の利用の廃止に向けた自主行動計画の策定 → 2026 **約束手形の利用の廃止**

産業界・金融界に自主行動計画の策定・改定を要請

型取引の適正化

振興基準改正
型の保管・管理の適正化等について規定

型管理に向けたアクションプラン策定
型の廃棄・保管等についての原則を提示

型取引の適正化推進協議会の設置
ガイドライン・契約書ひな形等を作成

型の大規模調査 →
3万社を対象に型取引の実態調査を実施

引き続き大規模調査、フォローアップ等を実施

知的財産・ノウハウの保護

公取委報告書

知的財産取引に関するガイドライン・契約書ひな形の策定
- 振興基準に反映

ガイドライン等を踏まえた取引の定着 →
- ガイドライン・契約書ひな形の自主行動計画への反映
- 知財Gメン(R4年度新設)による取引実態の調査

働き方改革に伴うしわ寄せ防止

振興基準改正
働き方改革を阻害する取引慣行の改善等を規定

しわ寄せ防止総合対策の策定 →
短納期発注の増加、単価の据置きなどの下請事業者へのしわ寄せの実態を調査

○重点５課題等の遵守に取り組むこと等を企業の代表者名で宣言する「パートナーシップ構築宣言」の推進
○宣言に参加する大企業の拡大に向けた取組を継続するとともに、宣言企業の状況調査等を通じ、宣言の実効性向上を図る

８．令和３年度自主行動計画フォローアップ調査結果概要

- 経産省所管の自主行動計画策定業種(12業種46団体)が10～11月に調査を実施。
- 「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点５課題について、今年度初めて調査項目に追加した「知的財産」を除いて、昨年度からほぼ横ばいとなっている。
- 発注・受注間の認識のズレに大幅な改善は見られず、引き続き課題。

価格決定方法の適正化

発注側は大きな変動はないが、受注側は労務費、原材料価格、エネルギー価格いずれも若干悪化となった。
発注側と受注側での認識のズレは、それぞれ約40ポイントと依然として大きい。

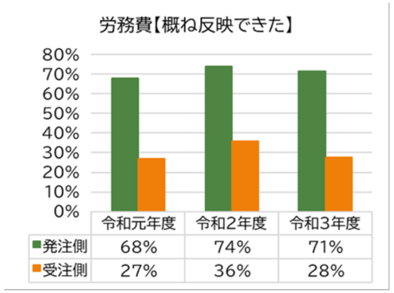

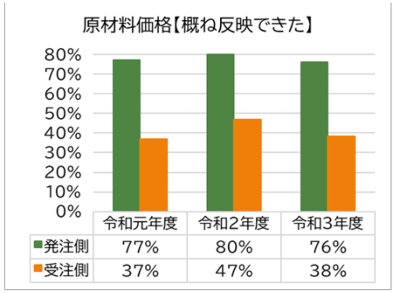

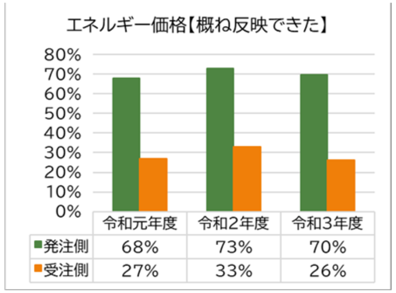

支払条件の改善

「現金払い」については、受注・発注ともに数ポイント程度の上昇で横ばい。「手形サイト」については、発注側では、手形サイト「60日以内」は数ポイント上昇し、若干改善。
「約束手形利用の廃止予定」について、『5年以内に廃止予定』は発注側で29%、受注側で12%にとどまる。

「すべて現金払い」の割合	令和元年度	令和2年度	令和3年度
発注側	57%	52%	55%
受注側	30%	27%	28%

手形等の支払サイト「60日以内」の割合	令和元年度	令和2年度	令和3年度
発注側	18%	15%	19%
受注側	14%	11%	13%

約束手形利用の廃止予定	発注側	受注側
5年以内に廃止予定	29%	12%
時期は未定だが、廃止に向けて検討中	58%	38%
約束手形の廃止予定はない	13%	50%

コスト負担の適正化（型管理）

発注側は66%、受注側は53%が『改善された/やや改善された』と回答しており、ともに「改善されていない」との回答割合を上回っているが、発注・受注間で、『改善された』の回答に13ポイントの差があり、依然、認識のズレが生じている。

直近1年間での型管理に関する改善状況	発注側	受注側
	令和3年度	令和3年度
改善された	32%	11%
やや改善された	34%	42%
改善されていない	8%	26%
型管理の課題はない	26%	20%

知的財産・ノウハウの保護

「知的財産に関する適正取引実現のための取組実施状況」については、「実施中」が半数強。

知的財産に関する適正取引実現のための取組実施状況	令和3年度
実施中	55%
未実施	45%

働き方改革のしわ寄せ防止

働き方改革の影響として「短納期発注や急な仕様変更の場合のコストを発注側が適正に負担したか」については、発注・受注ともに「概ねできた」の割合は横ばい。ただし「概ねできた」の回答は、発注・受注間で15ポイントの差が存在。

「概ねできた」の割合	令和元年度	令和2年度	令和3年度
発注側	30%	30%	30%
受注側	15%	16%	15%

9．下請中小企業ヒアリングの実施概要

- 平成29年から**下請Ｇメン（取引調査員）**を配置し、**現在248名体制**で、全国各地で下請等中小企業を訪問し親事業者等との取引実態についてのヒアリングを実施(令和3年度までは120名体制で年間約4,000件)
- 令和３年度は**令和3年4月から令和3年12月まで、4,528件**のヒアリングを実施。
- 平成29年1月から令和3年12月までの**累計では27,143件。**

業種別 最終取引上位業種により分類、下請事業者の判断による

業種	件数	割合	業種	件数	割合
自動車・自動車部品	5,826件	21.5%	産業機械	4,295件	15.8%
電機・情報通信機器	2,978件	11.0%	流通	1,025件	3.8%
建設機械	773件	2.8%	繊維	739件	2.7%
情報サービス・ソフトウェア	775件	2.9%	工作機械	678件	2.5%
素形材	262件	1.0%	半導体製造装置	572件	2.1%
航空宇宙	155件	0.6%	その他の製造業	4,975件	18.3%
その他の非製造業	3,167件	11.7%	不明等	923件	3.4%

資本金別

資本金	件数	割合
1億円超	993件	3.7%
5000万円超～1億円以下	3,840件	14.1%
1000万円超～5000万円以下	10,459件	38.5%
1000万円以下	11,851件	43.7%

地域別

地域	件数	割合	地域	件数	割合
北海道	1,553件	5.7%	中国	1,483件	5.5%
東北	1,846件	6.8%	四国	788件	2.9%
関東	11,944件	44.0%	九州	1,402件	5.2%
中部	2,961件	10.9%	沖縄	374件	1.4%
近畿	2,948件	10.9%			

調査方法
令和2年度より電話ヒアリング開始、
令和3年度よりオンラインヒアリング開始

訪問・オンライン	電話
16,539件	10,604件

10．下請Gメンヒアリング等で把握した事例

- 令和4年3月取引問題小委員会にて、自主行動計画策定業種を中心に、特徴的に見られる取引上の問題と課題を集計分析した資料を提出。
- 「価格交渉促進月間フォローアップ調査の結果にて、業界別のランキングや下請Gメンヒアリングによる生声を掲載。

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例、（）内は親事業者の業種

①【価格決定方法の適正化】

○原材料の高騰については親事業者も認識があり、また親事業者から社会保険費用や燃料費の上昇について情報共有され、価格に反映してもらえている。（金属産業）

▲複数の自動車メーカーは見積価格に対し、厳しい価格の「ターゲット価格」を示してくる。ターゲット価格に近づくように仕様や部品を替えるように毎回指示される。（自動車）

▲2021年秋から現在まで、原材料費の上昇分の価格転嫁交渉を行っているが、値上げの幅・時期ともに回答をもらえていない。大手スーパーに価格決定権を握られており、これほどの原料高にもかかわらず価格改定の動きが鈍い。(小売業)

▲一般貨物運送は距離・重量別運賃が決まっており、労務費及びガソリン代等コストの反映は不十分。価格表改定には時間を要し、柔軟なコスト負担の対応が難しい。（トラック運送）

▲数年前の価格のまま改定できておらず、労務費上昇分を反映できずに困っている。取引先には、文書で価格協議について打診したが返事は無く、協議できずそのまま契約が自動更新した。強い交渉をすると、転注されてしまう可能性もあるため、仕方なく現在の価格で取引を続けている。（警備業）

▲コロナ禍以降は飲食業界も厳しく、価格改定を半年前から案内しているが許可がもらえない。無理にお願いしきれないだろうという立場を利用して、はぐらかされている。（飲食サービス）

②【支払条件の改善】

○ここ数年で大手企業は現金支払いに変更となってきている。小規模会社では手形も若干残っている。（化学産業）

▲支払条件の変更(手形→現金100%)の際、条件として利息以上の値下げ要請があった。不本意であったが、現金への変更を重視し要請を受け入れざるをえなかった。（建設機械産業）

▲数年前に手形から電債に変更となったが、サイトが120日を超えるものとなっている。（計量機器・分析機器産業）

▲システム開発は3ケ月～半年を要し、契約期間は納品終了まで。支払いは納品後で、途中で工程を分割した受注・支払い契約はない。（情報サービス・ソフトウェア産業）

③【型取引の適正化】

○親事業者からの要請で、抜型の保管、廃棄、返却についての契約を締結。契約の概要は、1年以上未稼働の抜型は1型当りの月額保管料を親事業者が支払い、廃棄または返却をする場合は親事業者にへの確認と、廃棄、返却に係る費用は親事業者が支払うこと。（紙・紙加工品製造業）

▲金型代は製品の量産開始月からの24回均等払い。（自動車）

▲型保管のために外部倉庫を借りており月額の倉庫代は十万円を超える。全て当社負担である。廃棄申請をしても回答が得られず、長期間保管をせざるを得ない。（自動車）

④【知財・ノウハウの保護】 ※（）内は下請事業者業種/系列最上位業種

○ 親事業者の製品の梱包材を受託製造。同梱包材を競合他社に模倣されたくないとの親事業者の意向で特許の共同出願を行っている。その費用は、全額親事業者の負担である。（パルプ・紙・紙加工品製造業/その他の製造業）

▲工場見学の際、ビデオ撮影されたこともある。申し入れを断ると取引停止を匂わされる。（プラスチック製品製造業/電機・電子・情報通信機器産業）

▲親事業者からCADデザインデータ数十点の無償提供の要請を受け、当社からやむを得ず提出した。（生産用機械器具製造業/紙・紙加工品産業）

▲見積書を提出したが受注に至らなかった。その際に要求され無償で提供した設計図が当社の名前を消して他社に渡されていた。（金属製品製造業/建設業）

⑤【働き方改革に伴うしわ寄せ防止】

○働き方改革が始まってから休日や夜間の作業を求められることが少なくなり、時間管理が楽になった。（産業機械）

▲親事業者が自らの業務効率化のためEDIを導入しているが、仕様を業界で統一しようという考えがなく各社独自のシステムのため、運用が負担である。（電機・電子・情報通信機器産業）

参考資料編

【資料１】価格交渉促進月間について

- 依然として発注側企業から<u>一方的な原価低減要請</u>が行われているほか、労務費や原材料価格が上昇している受注側企業が、<u>発注側企業に対して価格交渉を申し込むことすら難しい実態</u>が存在。
- <u>最低賃金の改定を含む労務費や原材料費等の上昇などが下請価格に適切に反映</u>されることを促すため、<u>**「価格交渉促進月間」を９月、3月**</u>に設定し、価格交渉の浸透と定着を図る。

※「価格交渉促進月間フォローアップ調査の結果」にて、業界別のランキングやヒアリングによる生声を掲載☞

1.　キックオフイベント（令和3年9月2日）

梶山大臣、十倉経団連会長、三村日商会頭のほか、各業界の主要企業の経営者が一堂に会し、トークセッション形式の<u>**キックオフイベント**</u>を実施。

各業界の主要企業から、取引先中小企業との共存共栄に向けた方針や取組などを紹介。

＜2022年9月価格交渉促進月間ポスター＞

2．受注側企業への状況調査

価格交渉促進月間終了後の10月・4月に、受注側企業に対して、

<u>**①下請Gメンによる重点的なヒアリング（２千社程度）**</u>、

<u>**②アンケート調査（2023年3月より、30万社へ対象を拡大）**</u>を実施。

3．発注側企業への周知

２．の調査結果について、以下について発注側企業へ幅広く周知。

<u>**①先進的な取組、グッドプラクティスの公表**</u>、<u>**②アンケートの回答を集計し、公表**</u>、

<u>**③下請代金法に違反する事案は、公取と連携して対処すること**</u>　等

＜岸田総理による呼びかけ動画＞＜西村大臣による呼びかけ動画＞

4．広報：新聞広告や団体を通じた周知等を実施。

5．講習・研修・相談等：受注側企業の価格交渉者向けの価格交渉についてのセミナーや講習会等をオンライン形式で実施。

〈参考〉公正取引委員会の動き：令和3年11月24日「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を改定。
“「価格交渉促進月間」における中小企業庁をはじめとした関係省庁による取組の成果や情報収集の成果も踏まえつつ、<u>**下請法違反行為等に対して厳正に対処していく**</u>。”

【資料２－①】パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージの概要

- 令和３年12月27日，内閣官房，消費者庁，厚生労働省，経済産業省，国土交通省及び公正取引委員会において，**「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」**が取りまとめられた。
- 中小企業等が労務費，原材料費，エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう，**毎年１月から３月までを「転嫁対策に向けた集中取組期間」**と定めるなど，政府横断的な転嫁対策に取り組む。
- 公正取引委員会・中小企業庁は，**事業所管省庁と緊密に連携**を図り，**下請事業者から寄せられた情報も活用**し，**体制強化**を行いつつ，執行強化の取組を進めていく。

＜具体的な取組＞

①価格転嫁円滑化スキームの創設（公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁）

⇒「買いたたき」等の違反行為について、事業所管省庁や、「情報提供フォーム」経由での下請事業者からの情報提供を受付し、取締りを強化。

②独占禁止法の執行強化（公正取引委員会）

⇒新たに独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査を実施。また、新たに「優越的地位濫用未然防止対策調査室」を設置。

③下請法の執行強化（公正取引委員会・中小企業庁）

⇒価格交渉の場において明示的に協議することなく、一方的に従来どおりの取引価格に据え置くなど、労務費等の上昇を取引価格に反映しない取引が「買いたたき」に該当するおそれがあることの明確化。
親事業者への立入調査の件数を増やす。違反行為の再発防止が不十分な事業者には、取締役会決議を経た改善報告書の提出を求める。

④下請Gメンによるヒアリング等（中小企業庁）

⇒120名の下請Gメンを倍増し、年間１万件以上の中小企業の現場の声を聴取。

⑤パートナーシップ構築宣言の拡大・実効性強化（中小企業庁）

⇒宣言企業全社に書面調査を実施し、宣言内容の実行状況をフォローアップ。経産省で実施している補助金の加点措置について、対象範囲を他省庁の補助金に拡大を検討。

【資料２－②】取引適正化に向けた５つの取組（令和4年2月10日　第３回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議）

● 中小企業の**賃上げ原資の確保や、エネルギー価格・原材料価格の上昇に対応するためにも、下請中小企業に公平・適切に付加価値が共有**されるよう、「転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月末取りまとめ）の着実な実施に加えて、**大企業と下請中小企業との取引の更なる適正化**に向け、以下の**５つの取組**を実施していく。※以下、年末にとりまとめられた「転嫁円滑化パッケージ」の取組を具体化。

１．価格交渉のより一層の促進

- **下請振興法に基づく「助言（注意喚起）」の実施**（２月中に順次実施）
  - 令和3年9月に実施した価格交渉促進月間のフォローアップ結果を踏まえ、価格交渉・転嫁の状況の良くない個別の企業に対して実施 。
- **価格交渉促進月間の３月の実施**（３月に実施し、４月にフォローアップを実施）
  - 9月と並んで価格交渉の頻度の高い**3月にも価格交渉促進月間を実施**。
- **下請振興法の振興基準を改正**（年度内を想定）
  - 原材料費やエネルギー価格の上昇による価格交渉に加え、最低賃金等の外的要因がない場合も、労務費上昇による価格交渉に応じるよう親事業者に促す。

２．パートナーシップ構築宣言の大企業への拡大、実効性の向上

- ①宣言した企業全て及び、**②下請取引企業に対するアンケート調査の実施**
  - ①は**年度内に取り纏めて公表**し、宣言内容の**調達現場への浸透**を促す。　**②は評価結果を公表・周知**
- コーポレートガバナンスに関するガイドラインへの位置づけ、補助金等によるインセンティブ拡充の検討

３．下請取引の監督強化

- 下請Gメンの体制強化（4月から倍増予定）
  - 下請Gメンを来年度倍増。また、**アドバイス機能の強化**（支援機関や補助金等の紹介）や**AI等による取締りの効率化**も検討。
- **商工会・商工会議所と下請かけこみ寺の連携による相談体制の強化**（年度内から実施）
  - 下請かけこみ寺で収集した相談情報を端緒に下請Gメンのヒアリング等を実施。
- 業種別ガイドライン・自主行動計画の拡充・改定等　（順次実施）
  - 取引上の問題のある業種や、新たな取引上の課題に対応するため、拡充・改定を随時実施。

４．知財Gメンの創設と知財関連の対応強化

- **「知財Gメン」の新設**（今年度内にヒアリングを開始）
  - 知財関連の取引問題に専門的に対応。
- 中小企業庁に「**知財取引アドバイザリーボード**」の設置
  - 知財取引の専門家により構成し、個別企業への指導・助言の実施など知財関連の対応を強化。
- **商工会議所、INPIT（工業所有権情報・研修館）等の関係機関との連携の強化**

５．約束手形の2026年までの利用廃止への道筋

- 各団体における自主行動計画の改定の要請（2月中に各省に依頼）
  - 利用の廃止に向けた**具体的なロードマップ（段取り、スケジュール等）の検討を依頼**し、その反映を要請。
  - 約束手形の利用廃止に向け、異なる業種間での取引における課題など、他業種も含めて取り組まなければ解消できない**課題の洗い出し**などを実施。**中小企業庁において課題を整理**し、それらの**課題に対する対応も各業界の自主行動計画に盛り込む**よう要請。
- **2026年の手形交換所における約束手形の取扱い廃止の検討**（2月中に金融業界に検討を依頼）
  - 金融業界に対して、産業界における約束手形利用廃止の取組状況を踏まえつつ、**2026年に手形交換所における約束手形の取扱いを廃止することの可否について検討を開始するよう要請**。

【資料3】約束手形の利用廃止への道筋（令和4年2月10日「取引適正化に向けた5つの取組」より）

- 2021年、18業種51団体において自主行動計画を改定・策定し、**2026年までの約束手形の利用の廃止が目標**として掲げられたところ。
- 今後、この目標の達成に向けた具体的な取組の実施が必要。

今後、下請代金の支払いについて、約束手形の利用の廃止を予定していますか。	回答の選択肢	回答の割合
発注側（n=809）	2026年までに利用の廃止をする予定	29.2%
	時期は未定だが、利用の廃止に向けて検討中	58.0%
	約束手形の利用の廃止予定はない	12.9%
受注側（n=622）	2026年までに利用の廃止がされる予定	11.7%
	時期は未定だが、利用の廃止に向けて検討がされている	38.4%
	約束手形の利用の廃止予定はない（取引先から聞いていない）	49.8%

※令和３年度自主行動計画フォローアップ調査（設問29）より
※数値は、代金を手形で支払っている企業のうち、それぞれの項目該当する企業数表す。※小数第２位で四捨五入しているため、合計は100%にならない

・このような結果を踏まえ、今後、中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ（官邸ＷＧ）において、以下の事項に関して、所管業種への働きかけを関係省庁に依頼する。

①**約束手形の利用の廃止に向けた具体的なロードマップ（段取り、スケジュール等）**を検討のうえ、**2022年夏を目処に各団体の自主行動計画へ反映**する。

②業種をまたぐ取引上の課題（自らの業種だけではなく、他業種でも取り組んでもらわなければ解決できない問題）を洗い出し、**2023年春頃までに中小企業庁にフィードバック**する。
⇒出てきた事項を中小企業庁でとりまとめ、**各業界の自主行動計画への反映を要請**する。

③金融業界に対して、産業界における約束手形利用廃止の取組状況を踏まえつつ、**2026年に手形交換所における約束手形の取扱いを廃止することの可否について検討を開始するよう要請**する。

【資料４】「型取引の適正化推進協議会」報告書について

（１）課題と現状

課題	現状
論点① 型の所有、取引条件	取引条件、型に対する指示が口頭等で曖昧
論点② 型代金・型相当費の支払	量産開始まで型代金・型相当費が支払われず、支払も24回分割払で資金繰りが苦しい
論点③ 型の廃棄・保管	廃棄の取り決めが不明確でサプライチェーン全体で共有化されておらず、廃棄の判断がされない。保管メンテナンス等の費用は受注側負担
論点④ 廃棄年数・保管費用項目等の実効的目安	産業実態に則し具体性のある目安の策定(自動車、産業機械、電機・電子・情報産業)
論点⑤ 型の技術・ノウハウ	発注側企業から、一方的に型、図面データ等の提供を要請され、第三者に譲渡等。

（２）考え方

各課題について、型の所有実態、型に対する制限、要請等の内容を踏まえて、**取引を３類型に整理し、それぞれの類型に応じて、適正化を図る。**

【類型】

Ａ ：型についても取引（請負等）を行う場合

Ｂ ：取引の対象は部品であるものの、型についても部品に付随する取引として型相当費の支払いや製作・保管の指示等を行う場合

Ｃ ：上記以外の場合

（３）取引類型ごとの整理

類型	論点②		論点③		論点④	論点⑤
	所有権	支払方法及び支払の時期	廃棄	保管料	目安	技術・ノウハウ
A	発注側	完成品の引渡し時点での一括払い、資金繰りに課題のある受注側企業には更なる前倒し	発注側が、廃棄の取り決めを定め、取り決めに基づき廃棄	発注側負担（発注側が所有する型を保管させるため）	型の廃棄・返却の目安 • 量産期から補給期への移行の明確化 • 廃棄・保管に関する定期的な協議・連絡 • 廃棄を前提に協議する型の経過年数の明確化 -自動車 ：量産終了後15年 -産業機械：量産終了後10-15年 -電機･電子：最終生産後3年 型保管費用項目の目安 • 土地建物費等項目を明確化	• 秘密保持契約を含めた取決めの書面化（意図せざる図面やデータの流出防止） • 型の製作技術・ノウハウに対する対価の支払い
B	受注側	資金繰りに課題のある受注側企業には一括払い、支払時期の前倒し	協議して、廃棄の取り決めを定め、取り決めに基づき廃棄	発注側負担（発注側が保管等の指示を行うため）		
C	受注側	－	受注側が独自に判断	受注側負担（受注側が独自に保管を行うため）		

論点① 各項目に係る取引条件の明確化と書面化の徹底

【資料５】しわ寄せ防止総合対策の概要

○　「働き方改革の推進」と「取引適正化」は車の両輪であり、大企業等の働き方改革による下請等中小事業者への「しわ寄せ」の防止は、親事業者と下請等中小事業者の双方が生産性の向上・成長と分配の好循環を実現する上で共通の課題

○　このため、厚生労働省・公正取引委員会・中小企業庁が一層の連携を図り、「働き方改革の推進」と「取引適正化」を一体的に推進するため　**「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者へのしわ寄せ防止のための総合対策」**を策定

<総合対策の４つの柱>

① 関係法令等の周知広報

・労働局・労基署が、あらゆる機会を通じて、労働時間等設定改善法に加え、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」等についてもリーフレット等を活用して周知
・「しわ寄せ防止キャンペーン月間」の設定による経営トップセミナーの開催等の集中的な取組
・労働施策総合推進法第10条の３に基づく協議会等における課題の共有と地域での取組の推進

② 労働局・労基署等の窓口等における「しわ寄せ」情報の提供

・下請等中小事業者から、大企業・親事業者の働き方改革による「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合には、相談情報を地方経産局に情報提供

③ 労働局・労基署による「しわ寄せ」防止に向けた要請等・通報

・労働局から管内の大企業等に対し、「しわ寄せ」防止に向けた要請等を実施
・下請事業者に対する監督指導において、労働基準関係法令違反が認められ、背景に親事業者による下請法等違反行為の存在が疑われる場合には、公取委・中企庁に通報

④ 公取委・中企庁による指導及び不当な行為事例の周知・広報

・大企業の働き方改革に伴う下請等中小事業者へのコスト負担を伴わない短納期発注等の下請法等違反の「しわ寄せ」については、公取委・中企庁が、下請法等に基づき、厳正に対応
・実際に行った指導事例や不当な行為の事例（べからず集）の周知・広報の徹底

【資料６】中小企業の知的財産・ノウハウの保護に向けて

１．中小企業の知的財産に関する取引改善に向けた課題

課題：①適正な契約が締結できていない

＜主な生声＞
◆契約書等の案は大企業側から提示されることが多い。共同開発による成果を全て大企業側に帰属させるものや、中小企業のみが秘密保持義務を負うなど、一方的な内容が多い。
［中小企業経営者］

課題：②中小企業における知財への取組の不足

＜主な生声＞
◆自社の強みをよくわかっていない中小企業が多い。中小企業に直接働きかけるだけでなく、よろず支援拠点など中小企業支援機関を通じて働きかけを行うのが良い。
［知財コンサル］

課題：③外部専門人材の不足

＜主な生声＞
◆中小企業の実務がわかる知財の専門家は本当に少ない。かつてビジネス感覚の無い「知財専門家」のアドバイスを受けたが、特許を取ることが目的となってしまい、経営戦略としては失敗だった。［中小企業経営者］

２．ガイドラインの概要と契約書ひな形のポイント

＜ガイドラインの概要＞

①**共同研究開発**によって得られた**成果の帰属**は、**技術やアイデアの貢献度によって決められる**ことが原則である。

②監査等を行う場合、あらかじめ監査等を必要とする箇所を明らかにし、
また**監査等の目的を達成するために必要な範囲を超えてノウハウ等の提供を求めてはならない**。

③試作品や技術指導により得た情報を秘密情報として取扱うなど、
ノウハウを含む知的財産権を事前の承諾を得ずに、他の目的に利用等してはならない。

④製造委託の目的物とされていない、**金型の設計図面等の提供を強制しない**。
これらの提供を求め、又は利用する場合は、**相当な対価を支払う**。　等

ガイドラインを踏まえ、①秘密保持、②共同開発、③開発委託、④製造委託　に関する契約についての**契約書ひな形を作成**。

３．知財取引適正化の定着に向けての取組

◆令和３年３月に、業界団体に対して、ガイドラインおよび契約書ひな形について参加企業への周知を要請。
◆さらに、ガイドラインや契約書ひな形に基づく取引の実施について、振興基準に反映。

※ガイドライン・契約書ひな形は、中小企業庁HPに掲載☞　https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai_guideline.html

【参考】知的財産・ノウハウの保護

中小企業の皆さん

企業経営のあらゆるところに「知的財産」があります！

こんな話にお心当たりありませんか？

- ✓ 見積書の詳細な内訳の提出を求められた
- ✓ 金型の納品に併せて設計図面も求められた。その後、設計図面は海外の会社に渡されたようだ
- ✓ 退職した従業員が同業他社に再就職し、顧客が奪われた
- ✓ 親事業者から工程管理のためビデオ撮影を求められた
- ✓ 秘密保持誓約書を提出させられたが、自社の側だけが義務のかかる内容だった
- ✓ 相見積りの際、ライバル会社に示された仕様書に自社が作成した設計図面が使用されていた
- ✓ 正式発注前にサンプルの製造を要請され納品したが、発注されることはなく、サンプルの返却もされない
- ✓ 工場見学の際、門外不出の製造工程情報を提供しないと発注できないと言われた
- ✓ QC工程表に自社の技術情報を記載するように求められた
- ✓ 共同で開発した技術なのに、特許出願人に加えてもらえなかった

技術情報
～技術やノウハウ～

- 設計図・設計データ
- 製品仕様書
- 生産用図面
- 原材料組成
- 製造原価計算書
- 研究開発データ
- 基準（設計、生産、検査）
- 設計手順書
- 製造工程表
- 加工条件
- 技能者の技
- 未出願の発明
- 試作品・サンプル

営業情報
～営業上の情報～

- 顧客名簿
- 仕入れ先リスト
- 納入伝票
- 人事情報
- 経営計画
- 販売マニュアル
- 訴訟関連書類
- 役員会議事録、稟議書
- 投資計画、資金調達計画
- 取引先への納入価格
- 仕入れ価格
- 売掛／買掛台帳（月報）
- 経理・財務データ
- 取引基本契約書等
- 顧客クレーム
- 取引先の信用調査資料
- 業務提携、出資関係情報

権利情報
～権利化された財産～

- 特許権、実用新案権、意匠権、商標権
- 著作権、回路配置利用権
- 営業秘密、商号

相談窓口 INPIT **営業秘密・知財戦略相談窓口**
03-3581-1101 内線3844

相談窓口 INPIT **知財総合支援窓口**
TEL:**０５７０－０８２１００**
※全国４７都道府県に設置されたお近くの相談窓口におつなぎいたします。